

産業政策と中小・ベンチャー企業 —産業クラスターの基盤創出に向けて—

土 谷 幸 久

(平成18年12月6日受理 最終原稿平成18年12月6日受理)

§0 はじめに

我が国は、バブル経済崩壊による不況と産業の空洞化、高齢化・人口減少化等によって産業構造の転換点にある。特に中小企業は、85年のプラザ合意による円高進行によって、生産拠点の海外移転から始まり、海外との技術格差の縮小、競合の拡大という問題に直面し続けている。その結果、従来構築してきた産業集積構造も弱体化し、生産技術の基盤喪失の危機にあるといえる。2000年版の『中小企業白書』で「為替変動や企業活動の国際展開及びこれに伴う開発輸入の増加等により、地域の自立的発展やものづくりの基盤である産業集積の弱体化が懸念されるようになっている」と指摘されている通りである¹⁾。

社会・経済システムの新たな構築が模索される中ベンチャー企業が注目されているが、産業クラスター計画との関係で捉えるべきである。我が国の産業が単位体としての完結を見せるのは、集積の段階であるからである。すなわち、現在様々な支援策が講じられているが、雇用創出のためにもそれは産業クラスターの形成と強化に向けられたものでなければならない。

そこで本稿では、この点に留意して、製造業における中小・ベンチャー企業の現状と支援策の問題、中小・ベンチャー企業経営者が取り組むべき課題に関して論じたい。

§1 中小企業の現状

様々な説明により、ベンチャー企業は中小企業と区別して論じられることがある。しかし、中小企業の範疇に包摂されるものであり、ベンチャー企業支援策は中小企業政策の一環に位置付けられている。すなわち、それは、特定分野においてイノベーションを遂行する先駆的中小企業のことである。ところで、我が国では中小企業が全産業に占める割合は99%以上であり、その内従業員数300人未満の中小企業が吸収する雇用が全雇用の7割に達するという現実がある。中小企業政策の一環に位置付けるべきことは、地方では経営革新の数が起業を圧倒しているからである。

中小企業政策は、第1次世界大戦後の不況時の個人事業主・労働者の救済問題に遡るとされ

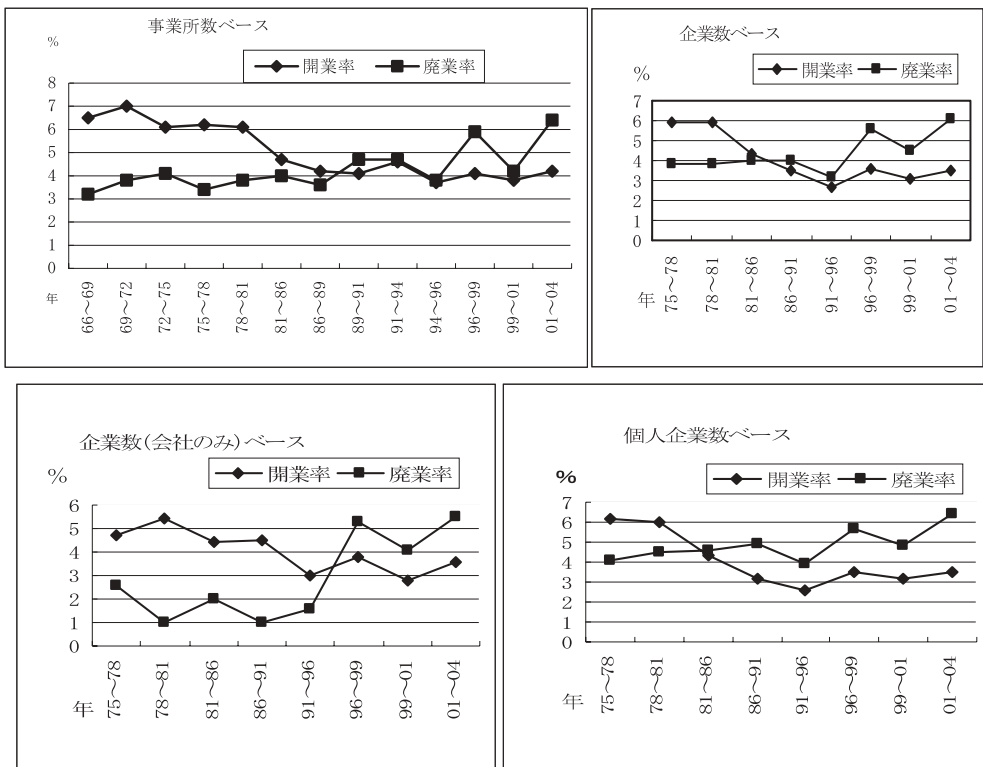
1) 中小企業庁(2000)、p.415。近年の白書も同様の記述がされている。

土 谷 幸 久

る²⁾。事態は第2次大戦後においても同様であった。中小企業政策として重要なのは、中小企業基本法の制定、中小企業庁の開設であった。さらに今日では、改正中小企業基本法と中小企業新事業活動促進法が中心となっている。さて、保護政策としての中小企業基本法が制定されるのは63年まで待たなければならなかった。そしてそれは99年改正され、競争原理の基盤、イノベーションの中心、雇用機会の創出、地域経済発展への寄与という今日の政策の実現主体としての地位を中小企業に与えた。旧中小企業基本法が制定されるまでは、ある意味で中小企業問題は社会問題の1つだったのである。ここでは、中小企業政策を回顧する。

(1) 63年に制定された中小企業基本法は、中小企業並びにその従事者の経済的社会的地位向上を図るとともに、中小企業をして日本経済の高度化に対応させるべく、経済政策体系に組み込む産業構造適合理化政策であった。その後、特に製造部門の中小企業群は、技術と開発能力の向上、技術情報の蓄積、新陳代謝を繰り返しながら分業化と集積化を重ね、我が国製造業の基盤を形成していった。

48年には中小企業庁が開設された。その後、元請企業を中心に産業の集積が続き、文字通り企業と企業家の新結合の群生的出現が、好況期の基本的特徴を無理なく必然的に説明する状



『中小企業白書』2006年版, p.26

図 1

2) 濱田(1998)、p.83。大阪市立大学経済研究所(1992)、p.890。

況が続いた³⁾。しかし、**80年代**に入ると地価の高騰、創業時最低必要資本量の増大、創業者の高齢化と後継者不足等の理由で、産業集積は崩れ始めた。さらに**85年**のプラザ合意以降は、円高により輸出関連産業の価格競争力が低下し、生産拠点の海外移転が始まった。自動化された製造工程自体の海外移転は、組立加工においては技術格差を生むものではなかった。さらに、品質向上のための技術指導・移転により、技術格差を自縄自縛的に縮めることとなった。同時に、低価格・低コストの完成品と対抗せざるを得なくなり、中小企業に負荷が掛かることになった。

以上のような経緯を辿り、現在では上図のように事業所ベースその他全てにおいて開廃業率は逆転している。図より、開廃業率の転換の契機は、**70年代末期から80年代初頭**であることがわかる。すなわち、中小企業群は、**70年代**のドル・ショック、石油ショックを、淘汰を経験しながら克服したともいえるが、むしろその時から外的攪乱に直接対峙させられることになったということを意味している。つまり、高度経済成長期の元請下請構造の中で外郭として作用した元請大企業は、これ以降は自身の防衛を優先せざるを得なくなったのである。**80年代**には、消費者ニーズの多様化による多品種少生産に移行し、円高の進行、生産拠点の移転等の影響で、開廃業率の逆転は個人企業数、会社全数、事業所数で明らかとなり、**90年代**に入って会社数でも決定的になった。同時に、会社間関係における日本的経営、すなわち元請下請関係も見直しを迫られることとなったのである。

(2) **99年**、中小企業基本法が改正された。これは、**95年**の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（通称中小企業創造活動促進法）の施行に繋がる以下の一連の流れに一致している。すなわち、**80年代**からの集積の弱体化に対応するために発表された「**1980年代**の中小企業のあり方と中小企業政策の方向について」や、**85年**制定の「中小企業開発促進臨時措置法」、**88年**の「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法」、**90年**発表の「**90年代**の中小企業ビジョン」および「**90年代**の中小企業政策のあり方」、**93年**発表の「中小企業政策の課題と今後の方向」、同年制定の「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」である。**99年**制定の「中小企業技術革新制度」、「中小企業経営革新支援法」、前年の「大学等技術移転促進法（TLO法）」も改正中小企業基本法に繋がっている。但し、中小企業創造活動促進法と新事業創出促進法さらに中小企業経営革新支援法は**2005年**に統合され、後述の中小企業新事業活動促進法となった。

改正法によって、下表のように中小企業の定義は拡大された。これにより、一定規模の設備投資を必要とする創業・経営革新への支援対応も可能となった。

改正の背景として、大企業に対して弱い存在として中小企業を捉え一律的保護策を取ることは最早適切ではなく、また大企業との格差是正という政策理念も非現実的ともいえる事例もあると述べている⁴⁾。すなわち、企業家精神に富んだ専門性の高い新規企業も出現しており、多

3) シュムペーター (1937)、p.445。

4) 中小企業庁 (2000)、p.418。全企業数に対する中小企業数の構成比は**99.7%**、従業員比は**72.7%**を占め、一方売上高構成比は**42.5%**に留まっている (pp.429-433)。

土 谷 幸 久

表 1

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
旧基本法	1億円以下 300人以下	3,000万円以下 100人以下	1,000万円以下 50人以下	1,000万円以下 50人以下
新基本法	3億円以下 300人以下	1億円以下 100人以下	5,000万円以下 50人以下	5,000万円以下 100人以下

但し、その他に、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸、通信業、金融・保険業、不動産業を含む。また小売業は飲食店も含む。

様で活力のある中小企業に対する支援・育成を行うとし、政策が転換したことを明らかにしている⁵⁾。このことは、高度経済成長期の基調であった企業規模の拡大を必要とする大企業向けの成長戦略から、多品種少量生産に対応するよう、企業規模の拡大を伴わない成長戦略への転換が必要となったためである。すなわち、経営革新を行った中小企業やベンチャー企業を経済成長の中心とするという意味である。そのため、地域中小企業・ベンチャー支援センター等の全国設置を決めたのである。

一方、中小企業創造活動促進法は、第1条「中小企業の創造及び技術に関する研究開発等を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創造活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化と国民経済の発展に資することを目的とする」で始まる。これは、85年に施行された我が国初のベンチャー振興法である「中小企業技術開発促進臨時措置法」の期限切れに伴いその後継法として、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法を統合し制定された。改正基本法により設置された支援センターによって、中小企業創造活動促進法に基づく支援事業が補強されているということはいままでのない⁶⁾。創造法と同じく95年には、「科学技術基本法」が施行され、大学等の研究成果の産業界への移転、大学発ベンチャー企業の創出が企図された。以上により、地域ごとに細かくベンチャー企業を認定・育成すること、その中で地域性を活かすことが可能となったのである。

同創造法は96年には改正され、ベンチャー財団が同法に位置付けられた。その他、税制にも触れると、97年にはエンジェル税制が導入され、当初損失が生じた場合は損失を3年間繰越可能という内容であったが、99年には株式公開による譲渡益を1/4に圧縮できることになった。97年に導入されたストックオプション制度も、99年には付与上限がそれまでの発行株式数の1/10から1/5に引き上げられた。98年には「投資事業有限責任組合法」が制定され、従来の全員無限責任から、投資額に応じた責任に変更された。同じく98年には前述の新事業創出促進法が制定された。これによって試作開発や販路開拓にあたって、中小企業総合事業団が直接助

5) 中小企業庁 (2000)、p.415、418。

6) 『中小企業白書』2006年版では、平成18年度において講じようとする中小企業施策において、地域新生コンソーシアム研究事業等一段と鮮明である。佐竹 (2002)、p.286。

成金を提供する他、投資事業有限責任組合への出資が可能となった。**99年**には、この法律に基づき中小企業技術革新制度が創設された。これは、国等が研究開発予算の中から新事業の創出に繋がる新技術開発のための補助金・委託費等を中小企業者等に対して交付し、事業化までを一貫して支援するものである。この他、前出の中小企業経営革新支援法等、経営支援体制の整備等が行われた。

その中小企業創造活動促進法は、**2005年4月13日**に**10年**間の期限を迎え、前述のように中小企業経営革新支援法等とともに同日、中小企業新事業活動促進法に引継がれた。すなわち、創業及び新規中小企業の事業活動の促進、中小企業の経営革新及び異分野連携事業分野開拓の促進、中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備事業と目的としている。

今日中小企業政策の柱である改正中小企業基本法と中小企業新事業活動促進法は、以上のよう、ベンチャー企業の育成と既存中小企業の経営革新すなわち中小企業のベンチャー企業化・高付加価値企業化促進を通して、競争原理の基盤強化、イノベーションの核の養成、雇用機会の創出、地域経済発展への寄与等の貢献を企図するものである。理由は、一方では知識集約的なベンチャー企業の出現があり、他方では中小企業が全産業に占める割合は**99%**である以上、既存中小企業的能力・技術的高度化は必要不可欠であるからである⁷⁾。必要なことは、①各企業が自社のために外部からの技術を効率的移転・蓄積し新規事業を展開できるか、②産業クラスターに、その基盤として参加できるかである。しかし問題なのは、中小企業の大多数は経営革新の方向が見出せない状況にあるということである。本質は、起業希望者も同様だが、自社のコア・コンピタンスを認識できていない点にある。

ところで、改正基本法は、市場競争原理的支援策が前面にでていているという懸念も持たれている⁸⁾。また、中小企業新事業活動促進法とともに、独立型ベンチャー企業の育成のみを想定しているかのように誤解される向きもある。確かに、中小企業新事業活動促進法は、ベンチャー

7) **2002年**の経済産業省の「海外事業活動基本調査」によると、大企業中小企業とも海外現地法人の設立件数は**94年度**から**96年度**に掛けての設立が最も多い。但し、撤退するケースも漸増している。一方、海外展開を不要とする企業や不可能な企業もある。不要とする企業には経営基盤の安定したものが多くと思われる。一方、『中小企業白書』でのベンチャー企業への言及は平成**6年**版頃から度々なされており、例えば**2002年版**白書第**2部第1章**「中小企業の誕生」第**2章**「中小企業の発展成長と経営革新」はベンチャー企業の説明に一致している。さらに、知的財産権もなくまた過剰債務等を抱える中小企業の再生支援に関しては、引き続き保護策が必要である。

8) 佐竹 (2002)、p.290。また、**2000年**の『中小企業白書』の**232-233**頁の米国との事業環境の差異を示した図を見ればベンチャー企業の起業を目的としていると思われるでも仕方がない。大学等からのシーズ供給とサプライサイド政策によりベンチャー企業の創業がし易く、株式公開までの期間が短い米国に対して、我が国の環境ではシーズ供給も創業期の個人投資も少なく、キャピタルの投資も低迷し、公開までの期間が長い。一方このことに関連して、東京都商工指導所調査部調査 (2000) でも、研究開発段階・事業化段階とも、資金調達・助成金を課題として挙げるベンチャー企業家が多く (p.7, p.67)、それ故ベンチャー企業向けの直接金融市場の整備を課題に挙げている。また、技術評価が適切になされていない、投融資基準が厳格過ぎる等の不満もある (日本経済研究センター (1999)、p.5)。

土 谷 幸 久

振興を狙った中小企業技術開発促進臨時措置法、イノベーション基準を定めた中小企業創造活動促進法の後を受け、さらに93年制定の「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」の3%の付加価値向上基準を受継ぎ、ベンチャー企業創出を意図したものである。しかし独立型ベンチャー企業は容易く出現するものではなく、また出現してもその経営基盤は、既存の経営資源を利用できる中小企業が経営革新を行うことに比べると、脆弱と言わざるを得ない。さらに経営革新も、ドラッカーが革新は緩慢にしか進行しないと述べているように、各企業家がイノベーションに至るまでには時間を要するものである⁹⁾。また、かつてベンチャー企業と言われ現在大企業に成長した企業の例からもわかるように、雇用の受皿になるまでには時間が掛かる。すなわち、現状では、大多数の人は経営基盤の弱い中小企業に雇用された状態なのである。よって、改正中小企業基本法においても、③引続き経営基盤の弱い企業への支援が行われることは言うまでもない。すなわち、地域ごとの細かい指導がなければ、独立型ベンチャー企業の発展も中小企業の経営革新の進捗も、さらに保護政策が必要な中小企業の存続も不可能なのである。つまり、中小企業政策の軸足は各地域において両面化したのである。

米国においても政府が経済活性化のために中小企業育成に乗り出したのは80年代に入ってからであった。しかしベンチャー企業を優遇することなく、中小企業一般に対しての育成であった。すなわち、①中小企業の資金調達を容易にすること、②規制緩和により新規産業の創造と参入障壁の除去を促す、③技術革新や経営の向上を支援する、という目標が掲げられた。因みに②は、80年代当時、米国の対日本要求と一致しており、我が国の規制緩和策の契機となった。資金調達面では、①キャピタルゲイン課税の税率引下げ、②年金のベンチャー・キャピタル基金運用の規制緩和、③証券市場への株式公開手続き・費用の削減等の方針が採られた。規制緩和に関しては、運輸では免許制度の要件緩和・料金規制廃止が行われ、金融では利子の自由化・金融機関の投融資・合併の自由化等が進められた。中小企業の技術革新や研究開発に対する支援は、82年制定の中小企業技術イノベーション促進法によって奨励されている。我が国改正中小企業基本法等における市場競争原理的支援策は、米国の資金調達面の施策に符合している。

今は過渡期である。以前から指摘されていた通り、創業者の高齢化・後継者不足、経営体力の不足、人口減少かつニーズの多様化という現実から、前図のように廃業率の増加は続いている。以前は、企業数が過剰であったがために、自然発生的な集積が生じ製品開発力が強化されていたのである。企業数が漸減する現状では、効率的な多品種少量生産体制の構築とともに、前述のように規模の過小性を活かした分業・発注方式を考案しなければならない¹⁰⁾。地域性を活かしながら、そして従前の保護政策も併用し、後継者教育を含めそのような体制作りを地域ごとに主導することが必要である。何れにせよ、近年の中小企業政策は、§3に後述するよう

9) ドラッカー (1954)、p.92。

10) 中小企業総合研究機構 (1994)、pp.20-22。中小企業研究所 (1990)。

に中小企業そしてベンチャー企業を産業基盤就中産業クラスターの基盤として、位置付けるものとなっている。

§2 ベンチャー・ブーム

我が国では、70年代前半、80年代中期にベンチャー・ブームと呼ばれる現象があり、さらに今日90年代から現在に至るまで第3次のブームが起きている。70年代のブームでは民間ベンチャー・キャピタルが登場し、80年代前半の第2次ブームでは店頭市場の改革やインキュベータ施設の整備、ベンチャー・ファンドの創設がなされた。しかし、各々第1次石油ショック、ブラザ合意後の円高不況により沈静化してしまった。これに対し90年代半ばより始まった第3次ブームは、前述の政策施行といった政府や地方自治体による施策の後押しを契機としている。東証マザーズ、ナスダックジャパンの創設等、今次のブームは空間的な広がりも見せている。ここでは、中小企業庁が企図する独立型ベンチャー企業輩出の背景となったベンチャー・ブームを考察する。

(1) 歴史的回顧としてベトナム戦争当時の米国の状況に触れよう。米国がベトナムへ軍事介入したのは60年であった。それから75年の在サイゴン米大使館員の完全撤収まで、15年間の戦争は米国の歴史的敗北で幕を閉じた。この戦争で、最高時で年間250万トンの軍需物資を現地に投入し、700億ドルの連邦予算の3分の1が国防支出総額として消費された。これが国家財政を逼迫した。国防予算の削減は防衛産業に打撃を与え、加えてGE史上最大の労働争議の発生等も重なり、70年代米国では、基幹産業の国際競争力が減退した。

それに替わり、60年代から大学を中心に創造的中小企業または一般中小企業の多数の勃興を見た。戦時中、連邦政府科学研究開発局の外部委託予算3分の1を占めていたMITや、ボストン周辺の企業からのスピノフが中心であった。MIT単独で60年代だけで175社が生まれている。また46年初めて、リスクマネーの供給者たるベンチャー・キャピタルを作ったのもMITであった。ボストン地域のハイテクノロジー産業への投資目的で設立されたアメリカン・リサーチ・アンド・デベロップメントである。長大な製造設備を抱える大企業に比べ、大学や研究機関は身軽であることと、基礎知識・技術が蓄積していたことが創造的中小企業の産出に繋がったのである。

スピノフして生まれた創造的中小企業の多くは、半導体、コンピュータ、遺伝子工学の発明・発見と無縁ではない。47年に発明されたトランジスタは59年にはICに発展していた。それを用いることによって、電子計算機も大型機からミニコンピュータやワークステーションに進化した。例えば、MITの卒業生がMITの投資を受けてDECを設立したのは、57年である。遺伝子工学は53年のDNAの構造解析に端を発するが、この分野での事業化・商品化には長い先行期間が必要とされ80年代に入って開花した。さて、大企業が衰退し創造的中小企業が代替したという証左として、73年79年と2度にわたる石油ショックにも拘らず、就業人口は74年から10年間で7100万人から1億600万人に増えていることが挙げられる。因みにDECは、77年にはIBMに次ぐ世界第2位のコンピュータ企業になっている。

土 谷 幸 久

同時期、欧州では雇用者数は減少している。しかし、イギリスにおいても71年のポルトン報告において、創造的中小企業が経済発展の原動力になると位置付けられ、79年以降のサッチャー政権では自由経済と市場原理を奨励する中で企業家精神が強調され、創業支援の各種制度が設けられた。そのため70年には登記ベースで55万社であった会社数が、その後年率4%平均で増え続け現在は140万社超になった。開業率も70年代には6%弱だったものが、90年代末期では15%まで高まり、廃業率を大幅に上回るようになった。

既存の成熟産業に替わるイノベータの出現と新産業の形成の必要性は、「優良企業のパラダイムの多くが、実は優良企業を失敗に追い込みかねない」等と、学界からも指摘された¹¹⁾。すなわち、「歴史ある大企業は、通常成熟した技術を前進させる点ではリーダーになれるが、革命的な新技術でリーダーとなることはめったにない」のであり¹²⁾、「20世紀の大きなイノベーションは昔からある大企業からは生まれなかった」。何故なら大企業は、「過去の成功体験が足枷となり、自己革新能力を喪失しているからである」¹³⁾。例えば「鉄道会社からは、自動車やトラックは生まれなかった」が、「自動車会社は航空宇宙産業に参入し…パイオニア」となり、「今日の大きな航空会社はみな、…ベンチャー・ビジネスから発展した」のである等の指摘がされている¹⁴⁾。シュムペーターが、資本主義のエンジンである生産要素の新結合によるイノベーションの遂行—すなわち、新製品、新生産技術の導入、新市場の開拓、材料の供給・確保、独占的地位の達成—という機能を担うのは企業家であり、その結果として企業が生じると述べたことは¹⁵⁾、創造的な中小企業の勃興によるところが大きいということなのである。

(2) ところで、ベンチャー・ビジネスという用語は和製英語である。これを最初に用いたのは、70年当時中小企業庁指導部調査2課長であった佃近雄である。しかし、今日的意味に解釈したのは国民金融公庫調査部の清成と専修大学の中村であった。佃は70年、OECD工業委員会とボストン大学共催の第2回ボストン・カレッジ・マネジメントセミナーに参加した。帰国後、ベンチャー・キャピタルと経営をテーマとしたセミナーで帰朝報告を行った。しかし佃は、上述の米国の状況に鑑み、ベンチャー・キャピタルが投資対象としているスモールビジネスつまり中小企業のことを米国ではベンチャー・ビジネスと呼んでいる、と誤解したまま報告を行ったのである。当時米国ではベンチャー・ビジネスは単に新規事業一般を指し、今日的意味を持つ概念ではなかった。また、ベンチャー・キャピタルが主に投資対象としていた企業にハイテクノロジー産業の占める割合も少なかった。一方その頃、清成と中村は国民金融公庫の「小零細企業新規開業実態調査」を通して、佃の説明に一致する創造的と言うべき知識・技術集約型の中小企業に注目していた。小規模ながら、研究開発中心で知識集約的・イノベータ的な企業は、

11) クリステンセン (2000)、p.vii。

12) サロー (1999)、p.5。

13) Schein (1992)、p.321。

14) ドラッカー (1985)、pp.251-252。同様の見解は経営行動研究所の92年の報告書でも示されている。

15) シュムペーター (1937)、pp.166-167。p.183。

従来の概念の中小企業とは区別すべきであると考え、ベンチャー・ビジネスと呼んだのである。ここに今日の意味での、アントレプレナーシップによって起業された創造的中小企業としてのベンチャー企業、という概念が生まれたのである¹⁶⁾。

(3) 我が国におけるブームを概観する。第1次のブームは70年から73年、日本列島改造論を梃子とする高度経済成長の最盛期に当たる。このとき、電機・自動車等の加工組立産業の周辺とサービス産業でのベンチャー企業の設立を見た。特徴としては、佃の帰朝報告に沿うかのようになり、先発8社と呼ばれるベンチャー・キャピタルが設立されたことが上げられる。これは、71年のドル・ショックの結果過剰流動性が伸びたことにより、銀行の貸出余力に余裕が生じたためである。このブームは、73年の第1次石油ショックによる不況で収束した。高度経済成長の最盛期は、顧みればその晩期だったのである。なお先発8社のうち、72年に京都に設立された第1号キャピタルも、80年には解散している。

第2次ベンチャー・ブームは83年から86年である。これは第2次石油ショックによる省エネルギーや生産の効率化の要請、バイオテクノロジーや新素材等新規技術の企業化、ニーズの多様化や経済のソフト化への対応が期待され生じた。特徴は、投資組合方式の導入、83年に実施された店頭公開基準の緩和等ベンチャー・キャピタルの側面が強化されたことである。しかし、円高不況によって幕を閉じた。同時に、ベンチャー・キャピタルの過剰投資も問題視され、制度整備の必要性が認識された。

第3次ブームは、バブル経済崩壊後の93年頃から今日まで継続している。市場の成熟化、産業の空洞化、失業率の上昇等我が国の長期の景気低迷と対照的に、ベンチャー企業の勃興によるIT関連産業への構造転換によって回復した米国経済に刺激されたことによっている¹⁷⁾。今次のブームが以前と異なる点は、不況下におけるブームであるということである。

1次・2次に生じたベンチャー企業の中には今日も成長を続けているものもあるが、バブル経済の崩壊までの期間の経済成長の中心は、実際は大企業であった。すなわち、1次ブームの頃は、製品の高品質化による差別化・多角化・海外展開が進み、第2次ブーム終了後も海外生産を強化することで経済成長は確保されていた。しかしながら、その結果産業の空洞化現象と中小企業の国際競争力の低下、バブル経済が生じたのである。第3次ブームは、不況下の産業政策の基づくという意味で前のブームとは性格を異にするものである。バブル経済は、その崩壊によって大企業のリストラクチャリングと中小企業の廃業による失業の増加をもたらした。正しく、日本的経営の終焉とも言うべき状況になった。98年には大手2行の国有化もあった。故に、ベンチャー企業の進展・中小企業の経営革新に期待が寄せられているのである。

以上のように我が国のベンチャー企業支援の特徴は、第3次には人材・社会面の支援も始まったが、基本的には余剰資金の運用先としての支援が中心であったと結論付けられる。また、

16) 日本産業消費研究所 (1993)、p.80。

17) 福田 (2000)、p.29。但し、米国の10年に及ぶ好景気は、情報産業の興隆の他、冷戦終結による平和の配当、絶妙な金融政策の相乗効果であった。

土 谷 幸 久

これまでの範囲では、期待されたほど雇用、経済成長に効果を上げていないと言わざるを得ない。

実を上げるためには、個別の経営に任せるのではなく、§1に述べたように、地域ごとに第二の創業とも言うべき中小企業のベンチャー企業化を含め、育成に取組まなければならない¹⁸⁾。「生活の質を支えるのは、中小企業であり」…「中小企業を欠いてしまっては、人間の生活が成り立たない」のである¹⁹⁾。ここに、前述の中小企業政策の軸足の両面化と地域化の理由がある。

§3 政策としてのクラスター

ここでは§1(2)で3点挙げた課題に関して、集積の特性、企業側の課題から論じたい。

(1) 初めに§1(2)②の課題に関連して、各企業が置かれている産業集積に触れたい。

かつてフォードは、自動車の窓枠用の木材のために森林も所有していた。このように、古い企業には一社で完結するものもあった。しかし我が国では、元請下請関係を中心とする集積をもって、業務上の単位体として完結する形態が生じた。理由は、効率的であったからである。

現在、産業集積とは、生産の分業が新規創業の支援、技術の涵養などの機能を持ち、しかも環境変化に柔軟に対応して成長、発展を遂げる等、言わば強固な有機的連携の布陣を最大武器とする中堅・中小企業のネットワークと説明されている²⁰⁾。すなわち、相互に連結する複数の産業分野の企業群と関係機関群が地理的に集中する中で、協力して技術力を培い経済的に発展する元来は自生的な集合単位である。それが、外注までを範囲とするか調達先まで含めるかは個々の歴史に依存する。そして中小企業は一般にこの中に置かれている。すなわち、中小企業と大企業との相違は、製品特性における適性規模における相違に求められる、という指摘の通りである²¹⁾。様々な要因のうち技術的要因と市場的要因において、大企業は規模の経済の恩恵を受けてきたが、中小企業は歴史的にそのような装置・組立産業の周辺に置かれ、部分装置の役割を任されてきたのである。それにより集積が形成・維持されてきたのである。コンビニエンスストア業界が、システムとしての自己の効率化を護るため、配送業や食品加工業等の外部組織の人為的システム化を通して共生関係を築いていることとは異なっている²²⁾。特徴としては、生産規模の経済、生産の集約化、情報や物流の効率化、人材やノウハウの累積、競争の各効果が生まれるという利点がある。マーシャルが述べるように、補助産業の発生等の活性化も生じた。一方、同質化による革新の抑制、独占による停滞、生産のボトルネックの発生等の欠点もある。

18) 佐竹(2002)、p.3。

19) 清成(1997)、p.173。

20) 通商産業省関東通商産業局(1996)、p.2。

21) 佐竹(2002)、pp.61-62。

22) 土谷(2004)、第6章。

産業集積の利点の1つである競争の効果は、本来近接企業間における技術革新競争つまり狭義の意味でのイノベーションの競争であった。競争により、集積の最下層で新陳代謝と参入が繰り返され、それが集積全体の成長力の源泉となっていた。すなわち、新陳代謝は集積全体が発展するためには必要不可欠かつ健全な機能なのである。

一方80年代後半以降、我が国の集積の多くにおいて、特には同質化による革新の抑制という欠点が強く働くようになった。前述のように海外展開によって廉価な完成品が輸入されるようになり、コスト面で競争にならなくなっただけでなく、長期固定的関係に守られ革新意欲を消失したためである。§1に触れたように、新陳代謝機能は低下し廃業が増加し始めたのである。

そもそも集積が生じたのは、60年代の臨海部を中心とした重化学工業の振興策によっている。その後70年代には地方分散が試みられ、80年代のテクノポリス構想に繋がる。しかし空洞化は進み、90年代は地域産業集中活性化法により産地型集積の活性化も試みられ、今日では産業クラスター計画と構造改革特区等の政策に至った。一連の政策は全国的均衡と集積活性化のための施策であった。

産業クラスター計画（地域再・生産業集積計画）とは、2001年から経済産業省が推進している知識・技術集約的な新たな集積を創出するという計画である。翌年には経済産業研究所から「意欲ある中小企業を核とした新産業クラスター創出戦略に資する政策評価手段に関する調査」が提出されている²³⁾。これは、Porterが国際競争力の分析から導出した結論であるが、特定分野における相互に関連した企業と関連機関が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態をクラスターと名付けたことに由来する²⁴⁾。経済産業省の産業クラスターの定義では、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積となっており、政策目的でもある新事業の持続的創出を重視している²⁵⁾。すなわち、産学官連携、産産・異業種連携の広域的なネットワークを形成し、知的資源等の相互活用によって地域ごとに新産業・新事業の創出を図るという集合単位である。これは、①日本経済はキャッチアップ型からフロントランナー型に移行しており創造的希少価値の創出を志向しなければならず、②産学によるシーズの開拓、③ベンチャー・スピリットの普及と開業率の上昇、④産官学連携により市場変化への対応を可能とすること、そして⑤ネットワークによる連携が意識され、産業クラスター計画に至ったのである²⁶⁾。しかし本質は、競争による連続的・創発的イノベーションが狙いである。このとき、産業クラスターによるイノベーションは単なる技術革新に留まらず、マーシャルのいう補助産業の勃興

23) 中小企業白書では、産業集積に関しては改正中小企業基本法施行以前から触れられていた。例えば98年版では産業集積の変容による地域経済の変容（pp.195-206）、2003年版ではネットワークのインキュベーションとしての産業集積等である（p.208）。

24) Porter（1998）。

25) 知的クラスター創成事業を推進する文部科学省科学技術政策研究所もポーターの定義を援用している（文部科学省ホームページwww.mext.go.jp/a_menu/kagaku/cluster/main6_a4htm参照）。

26) 富沢（2002）。

土 谷 幸 久

を意味し、生産、流通、販売、ビジネスモデル等の企業活動に関わる様々な業務についての広義な意味での革新を指している。

同計画では 5 年間の累計で**40,000**件の新事業創出を目標に開始され、現在全国で**19**のプロジェクトが進行中である。地域の経済産業局と民間の推進組織が一体となり、新事業に挑戦する地域の中小企業**5,800**社と**200**校を超える大学の研究者が緊密な連携を構築しつつある²⁷⁾。新事業創出目標は、創造法が**10**年間で**1,000**件という策定時の想定を上回り、**05**年**4**月**13**日の期限切れまでに**11,006**件となった認定数を²⁸⁾、さらに上回る目標である。この中には、一環として計画された「大学発ベンチャー**1,000**社計画」も含まれる。因みに大学発ベンチャーは、**06**年**3**月末に**1,503**社になっている。

異分野連携事業分野開拓すなわち新連携等はクラスターの定義に一致するものであり、§1で触れた中小企業政策もこの産業政策下に位置付けられた。すなわち、**2001**年の「新市場・雇用創出に向けての重点プラン」において、イノベーションが需要を生み、需要がイノベーションを生むというイノベーションと需要の好循環を創り出すことが新しい成長軌道への本質的課題とされ、開業創業倍增プログラム、我が国へのベンチャー・スピリットの移植、新規開業を**5**年間で倍增、産官学の広域的なネットワークを構築等が示された。すなわち、政策の重点が創業支援・ベンチャー育成に置かれるということであり、よって§2の第**3**次ベンチャー・ブームに繋がっているのである。

(2) ここでは、産業政策の性質という観点からクラスター計画を考察する。

産業クラスター計画は、**70**年代以降の試行が人為的であったのと異なり、プロジェクトとしての申請は各地から可能となっている。現在、クラスターとして同計画でプロジェクトに選定されたのは**19**地域である。また、クラスターの中核として位置付けられている大学や研究機関、ベンチャー企業の内、大学発ベンチャーに関しては、果物の熟度測定装置や視覚障害者用電子顕微鏡の開発等大学ならではの開発もあるが、情報技術・ソフトウェアが**30**%、バイオ関連が**38**%と知識・技術集約型のベンチャー企業が多い²⁹⁾。

松井(1997)による産業政策における官民ネットワークの類型から、産業集積・クラスターを再考する。松井(1997)は、官民ネットワークを、産業育成に先行する形式としての創発型、産業育成政策の実行としての創造型、産業調整政策用の閉鎖型の**3**つのネットワークに類型化している³⁰⁾。

創発型は、技術的見通しはあるが方法論に不確実性があり、また情報が大学や研究機関に分散している場合に、生じる小規模かつ創発的なネットワークである。創造型は、参入・退出が行われる業界が形成された後、必要な制度の整備や改善、優遇税制や低利融資、産業基盤整備

27) 経済産業省ホームページwww.meti.go.jp/policy/local_economy参照。

28) 内藤(2006)。

29) 讀賣新聞(2006)。

30) 松井(1997)、pp.127-140。

産業政策と中小・ベンチャー企業

等に関する政策が策定され、それを実行する上でのネットワークである。松井（1997）は、創発的ネットワークが各要素企業の自由によって生じるのに対して、創造的ネットワークにおける集積企業群に対して、管轄部局を、部分的ながら下位政府としての機能を持つものとして捉えている。但し、そこでも参入・退出は自由に行われる。一方閉鎖型では、ネットワークは限定的かつ閉鎖的なもので、利害調整が主目的となる。閉鎖的ネットワークが生じるのは深刻な不況や衰退局面に立つ場合であり、その場合、従来の我が国の産業政策においては、中小企業や地域社会に対しては雇用対策を展開し、大企業には生産調整や設備の縮小、再編成が求められた³¹⁾。そのとき、意思決定主体は経済産業省等の管轄部局であり、企業群は完全に下位政府として機能せざるを得なかった。

産業政策をこれ等に照らして再考すると、60年代以降の産業集積の形成は創造型を基調としたものであったといえる。また、現在のクラスター計画は、創造型と創発型を混合して進められているといえる。特に申請は何れの地域からも可能であるため、機会均等という経済政策の理念に適うものであり、かつボトムアップ的にプロジェクトが定められたという点で、創発的である。一方、従来の集積計画は、トップ・ダウンであったことは否めない。それ故、創造型から閉鎖型へ転じるのは容易かったのである。一方、クラスター計画のプロジェクトに参加していない企業にとっては、現在の経済状況では必然的に閉鎖的状況に置かれ、ネットワークがなく孤立した状態が元請下請関係を強化した状態にあるといえるであろう。

クラスター計画が創造型と創発型を混合した形態であるとは、例を見れば明白である。例えば、関東経済産業局がコーディネートする地域産業活性化プロジェクトのTAMAプロジェクトは、97年、企業や商工団体、研究・行政機関54機関からなる広域多摩地域産業活性化協議会準備会を淵源としている³²⁾。同準備会は98年には、企業数193社、大学等20、行政17その他任意団体を含めて合計328団体で、TAMA産業活性化協議会として発足し、2001年には社団法人首都圏TAMA産業活性化会が設立された。創造型の側面を持つとする理由は、関東産業経済局が、埼玉南西部・東京多摩地域・神奈川県中央部を調査した結果、この広域地域には先端的な中小企業が多数存在するが、集積や連携が薄いということを調査において明らかにしたことと、地域経済活性化のための組織の設立を呼びかけたことが挙げられる。また、前述のように民間で振興事業を立ち上げたことや独自のTLO機能を持ちベンチャー企業や中小企業の新技術を審査していること、研究開発後の事業化を円滑に進めるために補完体制を整備している点等が創発型の側面として挙げられる。当然のことながら、補完体制とは、ポーターがクラスター理論はネットワーク理論と競争を結び付けると述べた如く、競争を前提とした補完体制であることは言うまでもない³³⁾。企業家同士の動的な競争がなければイノベーションには結び付かないので

31) 松井（1997）、p.129。

32) TAMAは、Technology Advanced Metropolitan Areaの略。この地域の特徴は、半導体、集積回路、通信機器、計測器等の大企業の有力工場や研究所や20数校の理工系大学が集中していること、200社を超える中堅・中小企業の他、100社以上のオンリーワン企業が集中していることが上げられる。

33) ポーター（1999）、p.226。

土 谷 幸 久

ある³⁴⁾。そして、それは産業クラスターという運動体が形成されている場合に可能となるものである。これも創発型の理由である。現在進行しているプロジェクトは皆同様の過程を取っており、創造型と創発型を混合した形態であるといえる。

(3) §1 (2) ①③の課題に関して、都道府県産業経済局の役割、地域経済政策と併せて考察する。

以上のような施策により、大学発ベンチャー等の開業や5千社を超える中小企業のネットワークが構築されているが、それでも§2の(1)に見たイギリスの例のように開業率が廃業率を上回るには至らず、図1のような現状となっているのである。それは、その他の多くの企業は、TLO審査の対象外、フロントランナーと見されるネットワークの外側にいるからである。しかしながら、それ等の企業がハイテクノロジー産業の基盤となっていることは言うまでもなく、その空洞化問題が今日の産業政策の淵源の1つであったことは前述の通りである。ではその他の中小企業やベンチャー企業の進路は如何にあるべきなのだろうか。

産業クラスター計画の狙いが競争による連続的・創発的イノベーションであるならば、そして中小企業が現状では経営が困難で何等かの対策が必要とされ、しかし免責廃業の道を辿りたくないならば、中小企業白書でも述べられているように、同業・異業を問わずシナジー効果が期待できる範囲を模索し、自ら共同性や集団性を発揮しネットワークを形成することが必要となるであろう³⁵⁾。各社にとっては、第1に有機的連関の中で自社のコア・コンピタンスを認識し経営革新を進めるためであり、集団にとっては相互補完の必要性からである。そのとき各企業は、対立や依存を止揚し競争を促進し、自らの連携するネットワークを集団として凝集させるプレーヤーとらなければならない。シナジー効果はそれから生じる。その中で、経営革新を行う際、必要があれば支援を受ければよい。ベンチャー企業の起業も、既存の集積の狭間やスピノフして生じるのであるから、製造から販売まで一貫しなければならないということはない。外注や調達によって、本来的に他企業と連結しなければならない。経営革新とベンチャー企業は、ネットワークを内部的に変容させる可能性を持っているのである。

大阪府産業開発研究所の報告書では、製造業に関する中小企業のネットワークの形成方法として以下の興味深い8つの手順を挙げている³⁶⁾。①ネットワークの母体の創造と母体内企業の親密化。アドック神戸や京都試作ネットのように、中小企業間の危機意識から生まれた共同受注ネットワークもある。産官学連携がなくとも一度ネットワークが生じれば、行政も無視し得ない。②共同受注から一步進めて、外部との差別化のための製品共同開発のための研究会の立

34) Sweeney (1985)、p.80。

35) 佐竹 (2002)、p.290。中小企業白書におけるクラスターへの言及は、2005年版において、平成17年度において講じようとする中小企業施策第7章1節産業クラスター計画の推進で述べられている(p.305)。その内容は、①産官学のネットワークの形成、②地域の特性を活かした技術開発等の推進、③新事業支援施策の整備であり、産業クラスター計画の一翼を担うことが示されている(2006年版 p.284)。

36) 大阪府産業開発研究所 (2005)、pp.42-45。

産業政策と中小・ベンチャー企業

ち上げ。③共同開発グループを発足させること。④グループの目的の明確化。⑤問題意識の共有とリーダーの選出。責任・ビジネスモデルの明確化。⑥マーケティング機能を有する企業のメンバー化。⑦金融機関の参画。⑧行政による支援。以上の8段階を必要とするという。この内、①の段階では無理であっても、⑦⑧では大学等の参画や情報発信機能があることが望ましい。

産業クラスターの核は、企業間ネットワークである。国のプロジェクトでスターとしたクラスター内のネットワークと同様に、危機感を抱く中小・ベンチャー企業は、上述のような方法でネットワーク化することが必要である。全国の中小・ベンチャー企業は、19のプロジェクトに参加している5,800社だけではない。また、多くのプロジェクトは、バイオ・IT等先端技術に特化することをもってフロントランナーと位置付けられている。しかし、既存の工業社会を前提としなければ、それ等は成り立たないのである。産業の空洞化と呼んだ現象は、大企業の海外移転だけではなく、従来から集積してきた産業基盤の喪失を指していたはずだ。すなわち、5,800社以外の中小・ベンチャー企業の経営強化とネットワーク化が必要なのである。この民間のネットワークは、個々局所的であっても、重複したものであるべきである。つまり、各企業は複数のネットワークの中に身を置き、啓発と競争を継続しなければならない。その上で、単なる廃業・起業という新陳代謝ではなく、経営革新・自己刷新と退出・参入という新陳代謝を、模索しながらも進める必要がある。

クラスター計画において各プロジェクトが地方の産業経済局のコーディネートの下行われているのと同様に³⁷⁾、上述の民間主導の局所的ネットワークの連鎖に対しては、直接間接各都道府県の産業経済局がコーディネーターとして機能することが望まれる。群馬県の中小企業政策機構を例にとって話を進める。中小企業対策を行っているのは県産業政策局である。その下に様々な支援財団等があるが、主なものとしては、財団法人群馬県産業支援機構と群馬県産業技術センター、さらに地域ベンチャー支援センターがある。同支援センターは、他府県の地域中小企業支援センターに相当する。同支援センターが商政課の監督下に、また産業支援機構が産業政策課の監督下にある。果たして県産業経済局内各課において、また各課と支援センター等の窓口とにおいて、適切な連携が図られているのであろうか。すなわち、産業経済局各課は全てを知り得る立場にしながら、関係業種ごとの投融資というインプットと経営革新・ベンチャー企業の起業数というアウトプットのみを見て、中小企業支援の全体をブラックボックスとしてしまうという非効率性は避けなければならない。

県産業経済局がコーディネート機能を発揮するならば、雇用の創出と産業振興等の政策の総合化も可能となる。コーディネート機能の重要性は、地方自治体間の連携、支援のソフト化と継続性の観点から日本経済研究センターの報告書でも指摘されている³⁸⁾。地域の実情に応じて、総合化からシステム化へと、政策自体のイノベーションを行政のリーダーシップの発揮によ

37) 中小企業庁 (2001)、p.191。

38) 日本経済研究センター (1999)、pp.95-96。

土 谷 幸 久

て移行することが求められるからである³⁹⁾。

コーディネート機能の下、支援策・地域政策のシステム化を図るためには、局所的ネットワークに参加している企業の自律性の確保が必要である。何故なら、政策の形成と実行において必要とされることは、課題の発見と評価、実施と修正であり、重要なことはリアルタイムの調整だからである。そのためには、フィードバック経路を用いた予兆的变化の把握が必要である。また問題は、各企業が政策の意味を認識するまでに遅延が生じること、その逆も含めて、各々が個別の事情を抱えているという点である。政策の実施に伴って、行政とともに地域の各企業とそのネットワークが行動しなければならない。すなわち、ここでいう政策のシステム化とは制度設計問題ではなく、応答・反応のシステム化の問題でもなく、複合化した主体全体から抽出され実行される戦略・運動を指しているからである。その際、個々の運動体に参画している社会的オートポイエーシス単位たる中小・ベンチャー企業の努力を総合化する必要がある。県産業経済局がそれを担当すること、それがコーディネート機能である。システム化を進めることによって、地域ベンチャー支援センターは地域中小企業・ベンチャー支援センターに、産業支援機構は産業・自立支援機構に、産業技術センターは産業・経済・技術センターに変わることが可能となると思われる。

現在各地の産業クラスターは地理的に点在するように説明されているが、その下位には**5,800**社以外の企業からなる局所的ネットワークが、組替え・新陳代謝を繰り返しながら重層的かつ相互連結的に運動体となって重なっている、という立体で捉えなければならない。このとき初めて、競争原理の基盤、イノベーションの中心、雇用機会の創出、地域経済発展への寄与という今日的政策の実現主体として中小・ベンチャー企業が位置付けられ、改正中小企業基本法に下支えされて産業クラスター計画が生きてくるといえる。そのためには、重層的局所的ネットワークの連鎖とともに都道府県産業経済局の役割が重要であるのである。

我が国には、『もはや技術なし』と言われた時代も、官民総力を上げて乗り越えた歴史がある。基盤を喪失することになったら、如何なるフロントランナーでも何時までも走り続けることはできない。常に、次のプロジェクトに格上げされる可能性のある基盤があって、初めてフロントランナーも走ることができるのである。産業クラスター計画で欠けている視点は、ここに述べたように下位のネットワークをクラスターへと繋げる方法である。

(4) §1 (2) ①③の課題を個々の企業の立場で再考する。

(3) に挙げたネットワークや支援側策が特効薬という訳ではない。経営革新・ベンチャー企業の起業何れの場合も、一番重要なことは、各企業が日々の業務を行いながら、日々新たな努力を加えるという自助である。通常、製造部門の中小企業の純利益率は**1%**、経常利益率は**3%**に過ぎない。裏返せば、支援側が不都合や不備を改善するのと同じく、**100**の業務に**1**つの改善を毎日追加すればよいことになる。そのようなペイビング作業をもって、昨日と違う今日、今日と違う明日を作らなければならない。各中小企業そしてベンチャー企業が必死である

39) 黒瀬(1997)、p.141。清成(1985)、p.132。

ならば、ネットワークによる切磋琢磨の他、購入元の機械メーカーに仕様の修正法を尋ねたりや大学の研究室を訪ねることも厭わないはずである。小関智弘の『春は鉄まで匂った』には、出来合いのNCのプログラムを自社用に直すために、プログラミングの修得までする人物が登場している。自助がなければ、ネットワークという共助も産業経済局等の公助も活かすことはできない。

最後になるが、本稿は中小企業政策の変遷、経営革新・起業に関する課題について論じた。しかし具体的な検討は不十分であった。今後、これを課題としたい。また、府立産業開発研究所の報告書の一部に触れ、産業クラスター計画で欠けている視点として中小企業のネットワーク化を論じた。上記の報告書の8つの段階は、社会的オートポイエーシス単位が自らの必要性において自身を管理するメタシステムを設定することによって生存可能システムとなる過程と、ほぼ一致する⁴⁰⁾。社会的オートポイエーシス単位とは、大学発ベンチャーや技術はあるが経営基盤が弱い個々の中小企業と捉えて差し障りない。すなわち、社会的単位体ではあるが生存が困難視されている存在のことである。事実、北海道大学創成科学共同研究機構と讀賣新聞の調査では、大学発ベンチャーの52%が赤字であるという⁴¹⁾。産業クラスターの核は企業間ネットワークであると述べたように、ネットワーク化は個別企業を生存可能な単位に押し上げる可能性を持っている。このように、サイバネティックスの観点からも論証することも今後の課題とし、結びに換えたい。

参考文献

- [1] クリステンセン、C. M. 『イノベーションのジレンマ：技術革新が巨大企業を滅ぼすとき』伊豆原弓訳、翔泳社、2000。
- [2] ドラッカー、P. 『現代の経営』（上）野田一夫訳監修、ダイヤモンド、1954。
- [3] ドラッカー、P.F. 『イノベーションと企業家精神：実践と原理』小林宏治監訳、1985。
- [4] 福田昌義編著『ベンチャー創造のダイナミクス』文真堂、2000。
- [5] 浜田康行『日本のベンチャーキャピタル』日本経済新聞社、1998。
- [6] 石倉洋子、藤田昌久、前田昇、金井一、山崎朗『日本の産業クラスター戦略』有斐閣、2003。
- [7] 経営行動研究所『日・米・欧におけるベンチャー・ビジネス比較研究報告書』1992。
- [8] 清成忠男『中小企業』日経文庫、1985。
- [9] 清成忠男『中小企業読本』東洋経済新報社、1990。
- [10] 清成忠男『中小企業ルネサンス：市場経済の刷新と企業家活動』有斐閣、1993。
- [11] 黒瀬直弘『中小企業性先の総括と提言』同友館、1997。
- [12] マーシャル、A. 『マーシャル経済学原理』馬場啓之助訳、東洋経済新報社、1985。
- [13] 松田修一『ベンチャー企業の経営と支援』筑摩書房、1992。
- [14] 丸山恵也、井上昭一編著『米国企業の史的展開』ミネルヴァ書房、1990。

40) 土谷（2004）。

41) 讀賣新聞（2006）。

土 谷 幸 久

- [15] 日本経済研究センター産業研究報告書『企業家、前へ：日本におけるベンチャー企業の現状と課題』**1999**。
- [16] 日本産業消費研究所『黎明期のベンチャー・ビジネス』、**1993**。
- [17] 日本産業消費研究所『日経ベンチャービジネス年鑑**1999**』日本経済新聞社、**1999**。
- [18] 内藤理「創造法『中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法』の成果：株式上場・公開データから見た分析」(http://www.kyushu.meti.go.jp/web----_kan/webkan136_presen/webkan136_1.htm)、**2006**。
- [19] 大阪府産業開発研究所「工業集積地域におけるものづくりネットワーク」**2005**。
- [20] 大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典（第3版）』**1992**。
- [21] サロー、L.C.『富のピラミッド』山岡洋一訳、TBSブリタニカ、**1999**。
- [22] ポーター、M.E.『国の競争優位 上・下』土岐坤、中辻萬治、小野寺武夫、戸成富美子訳、ダイヤモンド社、**1992**。
- [23] Porter, M. E., "Clusters and the New Economics Competition," *Harvard Business Review*, **1998**, pp.11-12
- [24] ポーター、M.E.『競争戦略Ⅰ・Ⅱ』竹内弘高訳、ダイヤモンド社、**1999**。
- [25] 佐竹隆幸編『中小企業のベンチャー・イノベーション』ミネルヴァ書房、**2002**。
- [26] Schein, E. H., *Organizational Culture and Leadership*, 2nd ed., Joseey-Publishers, California, **1992**。
- [27] シュムペーター、J.『経済発展の理論：企業者利潤・資本・信用・利子および景気の回転に関する一研究』塩野谷祐一、中山伊知郎、東畑精一訳、岩波書店、**1937**。
- [28] 総務庁統計局編『事業所・企業統計調査』**1996**。
- [29] Sweeney, G. P., *Innovation Policies — An International Perspective* —, Frances Printer, **1985**。
- [30] 田中譲『ベンチャービジネスのファイナンス』金融財政事情研究会、**2001**。
- [31] 中小企業研究所『世代交代期における後継者養成に関する研究』**1990**。
- [32] 中小企業総合研究機構編『最新全国中小企業集積の動向』同友館、**1994**。
- [33] 中小企業庁『中小企業白書**2000**年版』ぎょうせい、**2000**。
- [34] 中小企業庁『中小企業白書**2001**年版』ぎょうせい、**2001**。
- [35] 中小企業庁『中小企業白書**2002**年版』ぎょうせい、**2002**。
- [36] 中小企業庁『中小企業白書**2006**年版』ぎょうせい、**2006**。
- [37] 通商産業省関東通称産業局監修『「産業集積」新時代』日刊工業新聞、**1996**。
- [38] 土谷幸久『オートポイエーシスの生存可能システムモデルの基礎的研究』学文社、**2004**。
- [39] 東京都商工指導所調査部『ベンチャー企業の実体に関する研究調査報告書』東京都商工指導所、**2000**。
- [40] 富沢木実「産業集積論に欠けている十分条件」『道都大学紀要』創刊号、**2002**、pp.33-48。(http://regional-innovation.cocolog-nifty.com/paper/files/kiyo1.doc)。
- [41] 松井隆幸『戦後日本の産業政策の政策過程』九州大学出版会、**1997**。
- [42] 柳孝一、藤川彰一『ベンチャー企業論』放送大学教育振興会、**2001**。
- [43] 讀賣新聞「大学発タフな企業へ！」『讀賣新聞』**2006**、**10月8日**。